

二 高等教育機関の多様な展開

(一) 法人化後三年を経た国立大学の状況について

①国立大学の法人化の意義

国立大学及び大学共同利用機関は、平成一五年七月に公布された国立大学法人法により平成一六年四月から法人化され、八九の国立大学法人と四の大学共同利用機関法人(人間文化研究機構等)が発足した。

これまでの国立大学は、基本的には行政組織の一部として位置づけられており、国の予算制度や国家公務員法制の下で、教育研究の柔軟な展開に制約があった。国立大学の法人化は、国立大学を国の組織の枠組みから外すことにより、自主性・自律性を拡大し、国立大学がより競争的な環境の下で、教育研究の高度化や個性豊かな魅力ある大学づくりに取り組み、国民や社会の期待にこたえてその役割を一層しっかりと果たすことを目的とするものである。

- (i) 「大学ごとに法人化」し、自主的な大学運営を確保
- (ii) 責任ある経営体制の確立
- (iii) 「学外者の参画」による運営システムを制度化
- (iv) 国家公務員法体系にとられない弾力的な人事システムへの移行
- (v) 評価による事後チェック方式へ移行

②国立大学法人における改革の推進状況

法人化後三年を経た現在、各国立大学法人においては、法人化のメリットを活かし、それぞれの理念・特色に応じた、経営体制の確立、教育研究の活性化、学生支援の充実、産学連携・地域貢献の促進等、様々な取組が積極的になされており、今後の展開が期待されている。

(i) 教育研究機能の強化

○大学の自主的判断による特色ある研究組織の設置(金融界と連携して「金融研究センター」を設置【東京大

- 【学】）
- 学生、卒業生、就職先等による教育効果の検証【秋田大学等】
- 授業評価の低い教員を中心に役員が授業参観【北見工業大学】
- 大学の経営戦略に基づく重点的な研究拠点形成（食の安全と安心の観点から家畜衛生全般に及ぶ領域研究【帯広畜産大学】等）
- 地域の特色を活かした独創的教育研究の推進（地元金型工業等との連携のもと、大学院工学研究科に金型・鋳造工学専攻を開設し、実践的な教育研究を展開【岩手大学】等）
- （ii）学生サービス・支援の充実
- 就職相談室に元企業人事担当者を配置【京都工芸繊維大学等】
- 成績優秀者等に対する大学独自の奨学金や授業料免除制度【徳島大学等】
- （iii）学長中心の戦略的経営・非公務員化による弾力的な人事システム
- 学長直属の経営戦略部署を設置し、学長補佐体制を強化【北海道大学等】

- 学長裁量経費により、学長主導の重要施策に資源を重点配分【東京工業大学等】
- 海外のノーベル賞級の研究者を特別な給与で登用【東北大】
- 教員の一部に年俸制を導入【北陸先端科学技術大学院大学等】
- 新規採用の全教員に任期制を導入【北見工業大学】
- 教員の研究支援のためのサバティカル制度を導入【お茶の水女子大学等】
- （iv）地域再生への貢献及び産学連携の促進
- 県庁や企業の専門家を専任教員に招へいし、地域貢献、産学連携のための組織を設置【広島大学】
- 国立大学と企業との包括的な連携を推進【北海道大学等】
- 研究成果の組織的・効果的社会還元のため、TLOに出資【東京大学、新潟大学】

- 委員会の調査、分析に基づく評価を受けた。また、平成一七年度の決算については、各法人が財務諸表を文部科学大臣に提出し、文部科学大臣は、国立大学法人評価委員会の意見を踏まえた上で、その承認を行った。この評価結果や財務諸表は、いずれも広く社会に公開されている。
- このように、業務運営や財務の状況について、各法人ごとに自ら把握・分析し、その改善を図るとともに、広く社会に説明を行う仕組みは、法人化により初めて実現したものである。各法人においては、このような仕組みによるものも含めて、より透明度の高い大学運営を行うべく様々な工夫をしている。
- ④近年の国立大学法人制度の改正について
- （i）長期借入金等の対象範囲の拡大について
- 国立大学法人が行うことのできる長期借入、債券発行は、財務の健全性確保等の観点から、国立大学法人法施行令において、①附属病院の用に供するために行う土地の取得等、②国立大学法人等の施設の移転（キャンパス移転）のために行う土地の取得等に限定されていたが、法人化により自主的・自律的な大学運営が可能となり、各大学自らのイニシアチブによる施設整備の取組への機運が高まってきたことなどを受け、

同令の改正により長期借入金等の対象範囲を拡大し、新たに、学生寄宿舎及び産学連携施設等の用に供される土地の取得等であって、償還の見込みのあるものなどについてもその対象とすることとした（平成一七年一二月二八日公布・施行）。文部科学省としても、この制度の適切な活用により、各大学の自主的な創意工夫による大学運営の一層の活性化が図られるよう促していくこととしている。

（ii）大学の自主的判断による寄宿料設定については、従来「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（以下「費用省令」という。）」において標準額が規定されていた。これにより、国立大学法人は、この標準額の一割を超えない範囲内において、具体の寄宿料を設定する仕組みとなっていた。今日、法人化のメリットを活かした新たな手法による整備や、寄宿舎の施設設備の内容や提供するサービス等に応じ、各法人の自主的な判断による多様な寄宿料設定が可能となるよう、費用省令が改正（平成一八年三月三十一日）され、標準額が撤廃された。これにより、平成一八年度以降、学生の経済的負担を勘案した適正な額になるように配慮しながら、各国立大学法人の規則で寄宿料を設定することとなった。

⑤大阪大学と大阪外国語大学の統合について

国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、大阪外国語大学を大阪大学に統合するための「国立大学法人法の一部を改正する法律案」を平成一九年通常国会に提出したところである（両法人は平成一九年一〇月一日に統合予定）。

(二) 公立大学の法人化について

公立大学が、多様かつ個性的な教育・研究を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。特に地方公共団体が設置・管理するという性格から、設置者である地方公共団体の政策をより直接的に体现するという役割を担ってきており、各大学の設置目的に添って、今後とも、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展や国際社会への貢献が期待されている。なお、平成一八年度に三大学（うち一大学は大学院大学）が新設され、平成一八年四月現在では七六大学（募集停止中のものを除く。）が設置されており、国公私立大学（短期大学を除く。）に占める割合は一〇％超、学生の割合は、五％弱になっている。

近年、高齢社会の到来等に伴い、急速に増加している。

また、平成一六年四月に、地方独立行政法人とその類型としての公立大学法人について定める「地方独立行政法人法」が施行され、これにより公立大学も、設置者である地方公共団体の判断により法人化することが可能となっている。

公立大学の法人化は、大学における教育研究の特性を踏まえつつ、自律的な環境の下、地域社会の要請にこたえて、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む個性豊かな魅力ある大学づくりを図ることを目的としている。これまでに、平成一六年度に一法人が、平成一七年度に六法人が、平成一八年度に一五法人が、平成一九年度には新たに一一法人が設立する予定となっている。

これまで、各地方公共団体や大学等から、法人の取組に関して情報提供を求める意見が多数寄せられていること、昨年度と比して法人数が大幅に増加（七から二二法人）したことを受け、文部科学省として、法人経営、教育研究、地域貢献など幅広い観点で各法人の取組状況、及び法人評価結果等を把握するために、二二法人及び七設立団体にアンケート調査を実施し、その調査結果を「公立大学の法人化を契機とした特色ある取組」として公表する予定で

ある。

(三) 私立大学の充実

①私立学校の現状

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を積極的に展開し、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。平成一七年現在、私立学校に在学する学生生徒などの割合は、大学・短大で約七五％、専修学校・各種学校で約九五％、高等学校で約三〇％、幼稚園で約八〇％を占めるにいたっている。

一方で、少子化の進行等の社会経済の変化により、個々の学校においては、定員の充足が困難になるなど、経営環境が一層厳しさを増すことが予想される。そのような中、各学校法人が、個性豊かな学校づくりを推進しつつ、経営基盤のさらなる充実に努めていくことが求められている。

②私立学校への財政措置

学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、その教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるために、私学助

成を行っている。

(1) 私立大学等に対する助成

①私立大学等経常費補助

私立の大学、短期大学及び高等専門学校の経常的経費について、学校法人に補助している。平成一九年度予算においては、定員割れ校への補助の見直しや、特別補助を改組・メニュー化し、ゾーン制を導入するなど、きめ細かな支援を図り、三二八〇億五〇〇〇万円を計上している。

②私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

我が国の学術研究の振興を図り、高等教育の高度化を推進するため、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における大型の教育装置などの整備に要する経費について補助を行うほか、学校施設耐震改修事業、バリアフリー推進事業及びアスベスト対策工事に要する経費を補助している。平成一九年度においては、一〇六億三四〇〇万円を計上している。

③私立大学等研究設備整備費補助

私立大学における学術研究に必要な研究設備並びに私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における学術研究又は教育に必要な情報処理関係

設備の整備費について補助している。平成一九年度においては、六二億三一一万円を計上している。

(2) 私立高等学校等に対する補助

①私立高等学校等経常費助成費等補助

私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校の都道府県が行う私立高等学校等の経常費助成費に対して国が補助することにより、各都道府県の私学助成の充実を図っている。また、全国的な視点から、教育への意欲に富み、独創的かつ着実な教育を行う私立学校や、特別な支援が必要な私立高等学校等に対して国が補助することとし、平成一九年度においては、一〇三八億五〇〇万円を計上している。

②私立高等学校等施設高機能化整備費補助

私立高等学校等の施設整備については、①校内LAN、施設のバリアフリー化等のための改造工事、②防災機能や安全機能強化のための施設整備、③環境に配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備に要する経費を補助することとし、平成一九年度においては、二〇億七八〇〇万円を計上している。

③私立高等学校等IT教育設備整備推進事業

私立高等学校等において、コンピュータをはじめとす

るIT機器の購入費の一部を補助するもので、平成一九年度においては、一一億円を計上している。

(3) 私立学校施設高度化推進事業費補助

私立学校施設の近代化・高度化のための整備事業を計画的に推進し、我が国の私立学校の教育研究条件の維持向上を図るため、私立学校の老朽校舎等の改築事業等について、日本私立学校振興・共済事業団の融資に係る利子の一部を助成するため、平成一九年度においては、一一億七七一二万円を計上している。

(4) 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育研究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、私立学校の老朽校舎等の建て替え整備事業を含む学校法人の資金需要を勘案し、六〇〇億円の貸付を計画している。

③私立学校に関する税制

私立学校を設置する学校法人については、その公益性を考慮して、収益事業を行う場合などを除き、法人税・所得税などの国税や、住民税・事業税などの地方税が非課税とされている。また、収益事業から生じた所得についても、法人税の軽減税率が適用される。

他方、学校法人への寄附者については、特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附の場合、個人寄付については、総所得の三〇%から五〇〇〇円を除いた額について寄附金控除が認められている。平成一九年度税制改正では、寄附促進の観点から、この三〇%を四〇%に引き上げることとされている。また、企業等の法人からの寄附金については、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う寄附金で、私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの(受配者指定寄附金)については、寄附金全額を損金算入することが認められているところである。

各学校法人が、これらの税制上の特例措置等を積極的に活用して外部資金の導入を図りながら、経営基盤の強化に努めること、ひいては魅力ある教育研究が一層進展することが期待される。

④経営困難校への対応

少子化など社会情勢の変化に伴い、私立学校をめぐる経営環境は厳しさを増しており、例えば平成一八年度に入学定員を充足していない私立学校は、大学で約四〇%、短期大学で約五〇%となり、ともに前年度よりも大幅に増加している。

このような状況を踏まえ、文部科学省では平成一七年五月に「私学の自主性の尊重」と「学生の就学機会の確保」を基本とした「経営困難な学校法人への対応方針について」を取りまとめ、この方針に基づき、指導・助言等を通じて経営改善努力の支援を行っている。さらに、平成一九年度においては、学校法人運営調査の充実など指導・助言体制の強化を図ることとしている。

厳しい経営環境の中で、各学校法人は変化する社会のニーズを踏まえて教育・研究の質の向上に努めるとともに、それを支える経営基盤の強化を図ることが重要であり、経営困難な状態に陥らないよう不断の改善努力が期待される。

(四) 高等専門学校の充実

高等専門学校は、中学校卒業後の早い段階から、実験・実習を重視した五年一貫の専門的・実践的な技術教育を特徴とする高等教育機関である。昭和三七年度の創設以来、社会のニーズに対応した学科の改編等を行いつつ、ものづくりの現場を支え、かつ、新しい技術を創造し、発展させる人材を養成する機関として、大きな役割を果たしている。

工業の分野を中心に、平成一九年四月現在、国立五五校、

公立六校、私立三校の計六四校が設置されているが、その教育成果は、産業界から高い評価を得ており、最近の平均求人倍率は一〇倍前後であり、例年一〇〇%近い就職率となっている。

また、卒業後には、高等専門学校専攻科への進学や大学三年次への編入学制度等による進学の道が開かれており、平成一八年三月の高等専門学校卒業者のうち約四一%に当たる四二〇一人が、専攻科や長岡、豊橋の技術科学大学をはじめとする国・公・私立大学等に進学している。

専攻科は、現在では六〇の高等専門学校に設置されている。これらの専攻科はすべて大学評価・学位授与機構の認定を受けており、その修了者は、一定の要件を満たせば同機構から学士の学位を授与されることとなっている。

各高等専門学校においては、大学との単位互換協定の締結、産業界との連携によるインターンシップ及び共同研究等を積極的に推進している。また、国立高等専門学校においては、各高等専門学校間における教員人事交流制度を開始する等、教育の一層の充実を図っている。

更に、中央教育審議会高等専門学校特別委員会を設置し、制度及び教育の在り方について専門的な調査審議を行い、高等専門学校の振興を図るための方策について検討するこ

ととなった。

今後、各高等専門学校は、これまで行ってきた実践的な技術者教育の一層の充実をもとより、各地域の個性・特色に根ざした「地域密着型」連携協力の強化を図るなど、地域の活性化にもこれまで以上に積極的に貢献していくことなどが期待されている。

(五) 専修学校教育の充実

① 専修学校の役割と現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、昭和五十一年に制度が発足して以来、着実に発展してきており、平成一八年度においては、学校数は三四四一校、生徒数は約七十五万人に達している。専修学校は、入学資格の違いにより、高等学校卒業者を入学資格とする専門課程（専門学校）、中学校卒業者を入学資格とする高等課程（高等専修学校）及び入学資格を問わない一般課程の三つの課程に分かれている。特に新規高卒者の専門学校への進学率は、平成一八年度では、一八・二%（大学四一・八%、短大七・一%）、また在学生数は約六七万人に及んでおり、高等教育機関と

しての一翼を担うとともに、高等教育の多様化・個性化を図る上でも重要な役割を果たしている。

② 専修学校教育の振興のための制度改正

このような専修学校の重要性にかんがみ、これまで様々な制度改正が行われている。

平成六年六月には、専修学校における学習成果を適切に評価し、その修了者の社会的評価の向上と生涯学習の振興に資することを目的として、修業年限が二年以上で総授業時数が一七〇〇時間以上等の要件を満たす専門学校の修了者に対して「専門士」の称号を付与できる制度が創設された。

また、平成一一年度からは、修業年限が二年以上で総授業時数が一七〇〇時間以上の専門学校修了者は、大学への編入学が可能となっている。平成一八年度には二五五七人が大学に編入学しており、制度の着実な普及が図られている。

さらに、専修学校の教育内容の高度化と修業年限の長期化を踏まえ、修業年限が四年以上で総授業時数が三四〇〇時間以上等の要件を満たす専門学校修了者に対し、「高度専門士」の称号及び大学院への入学資格を付与することができる制度が、平成一七年九月に創設された。平成一九年

二月現在、一八二校二八〇学科が認められている。

③ 専修学校関係予算

予算面に関しては、大学・専修学校等における社会人等の学び直しの機会の充実を図るため「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業」において、学校を卒業・就職後早期に離職した若者、いわゆる「二〇〇七年問題」にかかる定年退職を控えた中高年、子育てなどによりいったん就業を中断した女性等の再就職支援や近年社会問題となっているニートの職業的自立の支援のため、それぞれの特性等に応じた学習機会の提供を行うこととしている。

また、専修学校の機能を活用して、高等学校と連携した高校生に対する多種多様な体験の機会を提供する「専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン」を実施するとともに、引き続き「専修学校教育重点支援プラン」などの事業を推進していくことにより、専修学校の教育内容等の充実を図る。

このほか、専門学校に対する大型教育装置・情報処理関係設備の整備費補助、教員研修事業等の施策を行うなど、専修学校教育の一層の振興を図ることとしている。